

# 津ぎょうざ協会会則

(名称)

第1条 本会の名称を津ぎょうざ協会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は三重県津市羽所町700番地アスト津1F津市観光協会内に置く。

(定義)

第3条 本会は、以下に掲げる全ての条件を満たし、かつ本会が認めた料理を「津ぎょうざ」と定義する。

- (1) 直径15cmの円型の皮で餡を包んである
- (2) 油で揚げた揚げ餃子である
- (3) 理事会にて認定され、認定書を発行された津ぎょうざである

(目的)

第4条 本会は、津市のご当地グルメである「津ぎょうざ」を通じて、広く津市を発信し、津市の地域活性化を図るとともに、学校給食発祥のメニューであるということを鑑み、津市の子どもたちの教育に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 「津ぎょうざ」に関する広報活動
- (2) イベントへの出店活動
- (3) 「津ぎょうざ」普及のための推進活動
- (4) 「津ぎょうざ」ブランドの管理
- (5) 津市の子どもたちの教育への利益還元活動
- (6) その他、目的を達成するために必要な活動

(会員)

第6条 本会の会員は、正会員、個人会員及び特別会員・賛助会員とする。

会員種別	定義
正会員	津市内に営業所がある店舗
個人会員	津ぎょうざ協会事業に積極的に協力して頂ける個人サポーター
賛助会員	平成30年度以降に申請した関係業者企業
特別会員	津市外(三重県内)に営業所がある店舗

(正会員)

第7条 本会の目的に賛同し、別表1に定める入会金及び年会費を納入し、理事会に入会を認められた事業者を、正会員とする。

2 正会員は、毎年5月末日までに所定の年会費を納入しなければならない。正会員の地位は、申し出がない限り次年度に自動的に更新されるが、1年以上の会費の未納がある場合には、正会員の地位を喪失する。

3 正会員には、本会の実施する事業の案内等を優先的に行う。

4 正会員は、本会の実施する事業に、積極的に協力するものとする。

(個人会員)

第8条 本会の目的に賛同し、別表1に定める入会金を納入し、理事会に入会を認められた者を、個人会員とする。

2 個人会員の地位は、申し出がない限り次年度に自動的に更新されるが、本会の実施する事業への参加が著しく少ないと理事会が認めた場合、個人会員の地位を喪失する。

3 個人会員には、本会の実施する事業の案内等を優先的に行う。

4 個人会員は、本会の実施する事業に、できる限り協力するものとする。

5 個人会員は、津ぎょうざ協会サポーターとし、津ぎょうざの販売はできない

(賛助会員・特別会員)

第9条 本会の目的及び事業に賛同し、別表1に定める賛助金を一口以上納入し、理事会に入会を認められた事業者及び個人を、賛助会員とする。

2 賛助会員は、毎年5月末日までに所定の賛助金を納入しなければならない。賛助会員の地位は、申し出がない限り次年度に自動的に更新されるが、1年以上の会費の未納がある場合には、賛助会員の地位を喪失する。

3 賛助会員には、本会の実施する事業の案内等を行う。

(入会)

第10条 本会の会員として入会するときは、津ぎょうざ協会入会申込書(第1号様式)を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき

(2) 本人が死亡若しくは失踪宣言を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 1年以上の会費の未納があるとき

(4) 理事会の決定により除名されたとき

(退会)

第12条 会員は、津ぎょうざ協会退会届(第2号様式)を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

(1) 法令及びこの会則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規程により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第14条 本会に納入された会費、寄附金等はいかなる事情があろうとも返還されない。

(役員等)

第15条 本会に次の各号の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 理事 若干名

(4) 事務局長 1名

(5) 専務理事 1名

(5) 監査役 1名又は2名

(6) 顧問 1名

2 本会にはアドバイザーを置くことができる。

3 本会は、会長、副会長、理事をもって、理事会を構成する。

(選任)

第16条 幹事会を構成する役員は、会員の中から互選する。

2 会長、副会長、幹事は幹事会を構成する理事内で互選する。

3 事務局長は、会長が指名する。

4 監査役は、会員の中から会長が指名する。

5 アドバイザーは、理事会が選任する。

(任務)

第17条 会長は、本会を代表し、本会の運営を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、会長、副会長とともに幹事会を構成し、本会の事業についての決定及び分担して事業の運営に携わる。

4 事務局長は、会務を掌握し、事業の推進と会計業務を統括する。

5 監査役は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告

すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、幹事に意見を述べること。

6 アドバイザーは、本会の事業及び運営について助言を行うことができる。

(任期)

第18条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた時は、理事会が後任者を決定する。補欠のため就任した役員の任期は、その前任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総会)

第19条 本会は、会員をもって総会を構成する。

2 代表者は、毎年度1回以上、総会を招集しなければならない。

3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

4 総会の議長は会長をもって充てる。

5 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業計画、事業報告に関する事項

(2) 予算、決算に関する事項

(3) 理事会を構成する役員の選任及び解任に関する事項

(4) 会則等の改正に関する事項

(5) その他、幹事会が必要と認める事項

(会計)

第20条 本会は、会費その他の収入で運営する。

2 本会の会計年度は、毎年11月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

(その他の事項)

第21条 この会則に定めのない事項は、理事会の決定によるものとする。

附則

1 この会則は、平成29年11月6日から改正施行する。

## 1 入会金

名 称	金 額
正会員	10,000円
〔備考〕 入会金は会社単位とする。 1つの会社で2店舗以上登録される場合は、10,000円のみとする。	

名 称	金 額
個人会員	1,000円
〔備考〕 入会金は個人単位とする。 個人会員は年会費は無料です。サポーター会員書をお渡しします。	

名 称	金 額
賛助会員（業者）・特別会員（県内市外）	20,000円
〔備考〕 入会金は会社単位とする。 1つの会社で2店舗以上登録される場合は、20,000円のみとする。	

## 2 年会費

名 称	金 額
正会員	6,000円
個人会員	0円
〔備考〕 正会員の場合、同一会社経営の2店舗目以降は1店舗あたり2,000円を徴収する。ただし、上記以外については、協議のうえ、協会の承認により決定する。 津ぎょうぎを店舗以外の冷凍食品及び土産物として販売する場合は、別団体（愛Bリーグ）への申請が必要となります。	

名 称	金 額
特別会員（県内市外）	20,000円
賛助会員（業者）	10,000円
〔備考〕 特別会員の場合、同一会社経営の2店舗目以降は1店舗あたり10,000円を徴収する。ただし、上記以外については、協議のうえ、協会の承認により決定する。 津ぎょうぎを店舗以外の冷凍食品及び土産物として販売する場合は、別団体（愛Bリーグ）への申請が必要となります。	

## 津ぎようざ協会入会申込書

申込日 平成 年 月 日

下記のとおり津ぎようざ協会への加入を申込みます。

フリガナ		性別
氏名		男・女
会員の種類	正会員・個人会員・賛助会員・特別会員	
店舗名（事業者の方）		
住所		
電話番号		
FAX番号		
E-mail		

- ・下記のうち当てはまるものにチェックをしてください。
 

<input type="checkbox"/> 津市内に本社、本店、支店等がある。	<input type="checkbox"/> 津市内で提供されている。
<input type="checkbox"/> 津市内で製造されている。	<input type="checkbox"/> 津市内でとれた食材を使用している。
<input type="checkbox"/> 津市内で製造・加工された食材、材料を使用している。	
<input type="checkbox"/> 津市外で本社、本店、支店等がある。	<input type="checkbox"/> 冷凍食品・土産物を販売します。
  - ・津市内の事業者、事業所より仕入れをしている場合、その取引先名と連絡先をご記入ください。
 

（取引先名： _____）	
（電話番号： _____）	
  - ・提供する津ぎようざの特徴と値段をご記入ください。（複数ある場合は、その全てをご記入ください）
 

- ・商品名： \_\_\_\_\_
    - ・価格： \_\_\_\_\_
    - ・使っている具材： \_\_\_\_\_
    - ・特徴： \_\_\_\_\_

（書ききれない場合は裏面等にご記入ください）
- ※テレビ・雑誌等の取材は可能ですか。（ はい ・ いいえ ）
- ※イベントへの出店は可能ですか。（ はい ・ いいえ ）

連絡先 三重県津市羽所町 700 番地アスト津 1F 津市観光協会内津ぎようざ協会

TEL : 059-246-9020 FAX : 059-221-0811 E-mail info@tsugyoza.net

※事務局使用欄

受付日		年 月 日	
決裁欄	事務局 長	事務局	

※個人会員及び賛助会員への入会申込の場合は、太枠のみご記入ください。

# 津ぎょうざ協会 退会届

平成 年 月 日届出

津ぎょうざ協会会長 様

今般都合により、平成 年 月 日にて津ぎょうざ協会を  
退会します。

氏名

店名

住所

電話番号

※事務局使用欄

受付日		年 月 日
決裁欄	事務局 長	事 務 局

# 宣 誓 書

当社は、津ぎょうざ協会の理念に賛同し、安全で安心な津ぎょうざを提供するとともに津市及び津ぎょうざの発展のため協力することを誓います。

年 月 日

住所

氏名